

※1ページは【出演依頼用紙】、2～3ページは【出演規約】、4～5ページは【出演契約書】になります

サウスフラットショウタイム株式会社（劇団・笑劇派） 出演依頼用紙

この度はご依頼頂きまして誠にありがとうございます。

弊社の出演規約（本文書2～3ページ）を確認のうえ、ご依頼内容を下記の項目にご記入頂き、FAXまたは

PDF等のデータをメールでお送りください。送信後、一度弊社に確認のお電話をください。

記入は、濃いボールペン等でハッキリご記入ください。

■ ご依頼内容 ご希望の内容をご記入ください。

① 笑劇 20～45分（上演可能なテーマの詳細は公式ホームページをご覧ください）

希望テーマ：_____

50～90分（芸術鑑賞会・文化祭・記念事業・その他_____）

複数回依頼：（月 回）・（年 回）

② 司会コンビ・ピン：（南平・あかね・誰でも良い）

③ 漫才・マジック・大道芸・ダンスパフォーマー・その他_____

■ 公演やイベントの内容を詳しくご記入下さい。《添付資料がある場合は、省略可》

※〇印をお付ください

■ ご依頼日：西暦 年 月 日（ ） ※（確定・仮押）

■ 開催時間： 時 分 ～ 時 分まで ※（予定・確定）

■ 上演時間： 時 分 ～ 時 分までの 分間

■ 会場名： _____（略さずにお書き下さい）

（後日、会場にて打ち合わせをさせていただくことがあります）

会場所在地： _____

■ ご予算（税込み金額）： _____ 円 ※消費税は10%になります。

お支払い： 現金 ・ お振込み ・ 助成有（ 円）

■ ご依頼団体名（ふりがな）： _____

電話番号： _____ FAX番号： _____

担当者お名前： _____ 携帯番号： _____

■ その他、質問・要望等ございましたらご記入下さい。

※出演依頼用紙送信後、不着の恐れがありますので、念のため一度お電話でご連絡頂きますようお願いいたします。電話番号のお間違えの無いようお気をつけください。

サウスフラットショウタイム株式会社（劇団・笑劇派）

※1ページは【出演依頼用紙】、2～3ページは【出演規約】、4～5ページは【出演契約書】になります

FAX専用番号：(0565)98-2570 電話番号：(0565)77-5734

サウスフラットショウタイム株式会社(劇団・笑劇派) 出演規約

(契約の成立)

第1条 弊社への出演依頼から契約確定までの流れは、次のとおりとなります。

- ① 出演依頼用紙 (本文書1ページ) に必要事項を記入して、弊社までFAX送信、またはPDF等にてメール送信してください。
- ② 上記①の後、着信確認のため、お手数ですが一度弊社にお電話ください。
担当者が出演中などでお電話に出られないことがございますが、その場合は留守番電話にお名前とご用件を残してください。
こちらから折り返しの電話いたします。
- ③ 上記②で双方の連絡が取れた後、出演契約書 (本文書4ページ) に必要事項を記入して、弊社までFAX送信、またはPDFにてメール送信してください。
原則として、これをもって出演契約の成立となります。

※ お問い合わせのお電話だけでは、契約成立となりません。

※ 出演契約書の送信がない状態(上記③が完了していない状態)では、弊社は出演仮押さえの状態です。もしも仮押さえの状態、第三者より出演依頼をいただいた場合は、一度仮押さえの状況を確認させていただきます。

※ 仮押さえの状態が出演予定日30日前まで続いた場合は、こちらから確認のお電話をさせていただくことがあります。なお、キャンセルのご連絡がなかった場合、キャンセル料金が発生する場合があります(キャンセル料金については、本規約第5条参照)。

(弊社の出演中における注意事項)

第2条 弊社の出演中、次に掲げる事はお控えください。

- ① 携帯電話や時計等、音の鳴るものは出演前に鳴らない状態にしてください。
- ② 動画による録画、音声の録音、またその記録物のインターネット上へのアップロードは禁止いたします(写真等の静止画像の撮影、特定の方のみ閲覧する報告書等での使用の場合はご連絡ください)。
ただし、弊社による撮影等はこの限りではありません(撮影等、ご都合のわるい場合はご連絡ください)。
- ③ 照明・音響機材等は取扱上、危険ですので許可なく触らないでください。
設置場所等の移動は、スタッフが行いますので、お申し付けください。
- ④ 上記③の注意に反し、機材等に触れてお怪我された場合は、弊社は責任を負いません。また、機材等が故障した場合は弁償していただくことがあります。

(出演料以外の料金)

第3条 出演場所が弊社より遠隔地(おもに県外)に及ぶ場合、交通費(有料道路代、ガソリン代等)や宿泊費等を、出演料とは別途、または出演料に含めて請求させていただくことがあります。ご不明な方は、事前にお尋ねください。

サウスフラットショウタイム株式会社(劇団・笑劇派) 出演規約

(キャンセル・変更について)

第4条 次に掲げる理由等でやむを得ず行事・催事を中止する場合、キャンセル料金が発生することがあります。

- ①天災地変（感染症等の流行を含む）
- ②選挙等の国策
- ③依頼者・主催者側の都合

※次の場合、キャンセル料金は発生いたしません。

- A. 出演日を別日に振替えて頂ける場合。なお、振替えについてはご相談ください。
- B. 弊社の都合による、やむを得ない中止（別日に振替え等させていただきます）。
- C. 契約を解除したとき（本規約第6条参照）。
- D. 出演予定日の30日前までのキャンセル。

(キャンセル料金)

第5条 キャンセル料金は、次のとおりです。

《出演予定日より〇〇日前のキャンセル》	《キャンセル料金》
・ 30日前～20日前	出演料の50%
・ 19日前～ 8日前	出演料の80%
・ 7日前～ 前日	出演料の100%

※国や地方公共団体等の補助金制度等を出演料として利用する場合、中止になると交付されないことがありますので、事前にご確認ください。

(契約の解除)

第6条 依頼者・主催者は次の場合、弊社との出演契約をただちに解除できます。

- ① 弊社が本契約に違反したとき。
- ② 弊社が違法行為、または依頼者・主催者の信用を害する行為をおこなったとき。
- ③ 弊社側の原因により出演が不完全なものとなったり、重大な支障を生じたとき。
- ④ 出演契約を継続することが、法令に違反するおそれがある場合。

(協議事項)

第7条 本規約にない事項については、依頼者・弊社は誠意をもって話し合いで決定することとします。ただし、話し合いを尽くしても解決できない場合には、民事訴訟によって解決します。

[本規約作成者：サウスフラットショウタイム株式会社]

